

国立大学法人和歌山大学客員教授等選考規程

制 定 平成 9年 3月11日

法人和歌山大学規程第111号

最終改正 令和 2年 3月27日

(趣旨)

第1条 国立大学法人和歌山大学の客員教授及び客員准教授（以下「客員教授等」という。）の選考については、この規程の定めるところによる。

(対象)

第2条 客員教授等は、次の各号の一に該当する者のうち、和歌山大学の学部、大学院研究科及び附属施設（以下、「学部等」という。）において引き続き3月以上、専攻分野について教授又は研究に従事する者とする。

(1) 常時勤務の教員以外の教職員

(2) 国立大学法人和歌山大学外国人教師雇用規程第2条に定める外国人教師（以下「外国人」という。）

2 前項第1号の規定にかかわらず、当該学部等の教授会又はこれに代わる委員会（以下「教授会等」という。）が、特に必要と認める場合には、本学の教職員以外の者を、客員教授等として委嘱することができる。

(選考基準)

第3条 客員教授の選考の基準は、国立大学法人和歌山大学教員選考基準（以下「選考基準」という。）第2条の規定を準用する。

2 客員准教授の選考の基準は、選考基準第3条の規定を準用する。

(選考方法)

第4条 客員教授等の選考は、教授会等の推薦に基づき、国立大学法人和歌山大学教員組織運営委員会の議を経て、学長が行う。

(通知)

第5条 学長は、前条により客員教授等の称号を付与又は委嘱する場合には、文書（外国人については、勤務の契約書）にその旨を別記のとおり明記して了知させるものとする。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第111号）

この改正規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第584号）

この改正規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月27日一部改正：法人和歌山大学規程第2250号）

この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。

客員教授等選考規程

別記

第2条第1項による場合

和歌山大学客員教授の称号を付与する

期間は 年 月 日までとする

第2条第2項による場合

和歌山大学客員教授（〇〇学部）を委嘱する

任期は 年 月 日までとする

備考 客員准教授の称号を付与する場合には、「和歌山大学客員教授」を「和歌山大学客員准教授」とする。